

令和3年度 第6回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和4年2月14日（月）午前10時開会～午前11時15分閉会

場 所：氷上住民センター 実習室

出席者委員：森秀樹会長、金川方子委員、高畑豊代子委員、上村行男委員、亀井剛委員、藪猛委員、  
瀬尾せつ子委員、細田哲子委員、増南文子委員、村上幸子委員

欠席者委員：足立儀明職務代理人、山本育男委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼人権推進係長、人権啓発センター職員

傍聴人：なし

協議事項：（1）パブリックコメントの結果及び回答（案）について  
（2）第3次丹波市人権施策基本方針（答申案）について

資料：【資料1】丹波市人権行政推進審議会委員名簿

【資料2】第3次丹波市人権施策基本方針（案）に対するパブリックコメントの結果について（案）

【資料3】第3次丹波市人権施策基本方針（答申案）

【資料4】答申書（案）

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・委員12名中10名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）。
- ・資料の確認

2 委嘱書の交付

- ・各委員に委嘱書を交付する。（机上配布）

3 会長・職務代理者の選出

- ・委員互選により会長を選出する。  
会長：森秀樹委員
- ・会長の氏名により、職務代理者を選出する。  
職務代理者：足立儀明委員

4 会長あいさつ

ご出席いただいたことに感謝する。この会議も3年目に入ることになり、委員の皆様には、長きにわたりご協力いただき、感謝申し上げます。

本日、確定していただくことになる「第3次丹波市人権施策基本方針」については、市から諮問を受け、当審議会でも内容を考えてきた。本日、確定していただいた内容で市へ答申することになる。その後、市で内容を確定させ、公表するという流れになる。

つまり、新しい課題を盛り込んだ基本方針に則り、人権問題の解決に取り組むことを市民に

対して市が約束すると言うかたちになる。逆に、市民は、市がきちっと取り組んでいるのかを注視するとともに、基本方針の実現に参画していくことが求められる。委員の皆様には、基本方針を策定し、終了と言うことではなく、新しいステージに入っていくのだということになるとご理解いただきたい。

よい基本方針が出来ていると思っている。その審議にご協力いただいている委員の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも、この基本方針が実りあるものになっていくよう、ご協力いただくようお願い申し上げます。

#### 【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

## 5 協議事項

### (1) パブリックコメントの結果及び回答（案）について

#### 事務局より資料2・資料3に基づき説明

#### 【意見要旨】

会長

60件意見が寄せられ、その内、公表を希望されない方の意見を除いた3件について、事務局から説明があった。この件について、皆さんからご意見、ご質問をいただきたい。

回答内容としては、意見の内容については理解するものであるが、基本方針に書き込む方向ではなく、現状のままとするというものである。

1点目の「涵養」と言う言葉については、この審議会の中でも非常にたくさん意見をいただいた。確かに、ご指摘のとおり難しい言葉ではあるが、とても重要な言葉であるので、市民の皆さんにもその意味について理解していただきたいと思いますという思いが込められており、このままでということではどうか。

委員

よい。

会長

2点目について、もちろん、自治会長などを中心とした教育・啓発はとても重要なことであるが、ここではそこに限定せず、そういった方々を中心にしながらも、幅広い地域の方々に教育・啓発を行っていくということで、現状のままでよいと考えているということである。この箇所も、このままでどうか。

委員

よい。

会長

3点目は、推進体制についてももう少し詳しく書き込むとよいのではと理解した。ただ、市としては、市長を本部長とした会議組織を設置しているということで、そこでこの基本方針に則った方針を出し、その後に各部署でそれについての具体の施策が進められるということが記載してある。特定の部署だけで行われるということではない。これについても、この記載のままでよいのではないかという考え方である。この点について、何かご意見があるか。

委員

特になし。

会長

ありがとうございます。

事務局に確認するが、他に修正することは、まだ可能か。

事務局

可能である。

会長

各委員でお気づきの点があればお願いします。

委員

19頁、女性の人権の(5)の一つ目の○について、「女性が社会的におかれる立場と深く関係していることから、男女共同参画の視点から、・・・」と、「から」が2回続いており、意味が分かりづらい。

次に、39頁、性的マイノリティの人権、現状と課題の○の2つ目、法律名で「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」と記載しているが、「性同一性障害者」と「性」の字が抜けているのではないか。

34頁、外国人の人権のところ、この頁の最後が「生活習慣や価」で終わっており、最後の「価」を次の頁に繰り下げたほうが読みやすい。

会長

順に確認する。

39頁について、法律名「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」について、誤りではないのかというご指摘である。

事務局

ご指摘のとおり、「性」が抜けている。正式名称「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」と訂正する。

会長

19 頁については、文章のつながりが分かりにくいというご指摘であるか。

委員

「・・・から、・・・から、・・・」と「から」が2回使われており、後ろのどの部分にかかるのか分かりにくい。細かい点であるが。

事務局

「から」を続けて使用しており、文章が分かりづらいというご指摘である。前述の「・・・深く関係していることから」の部分は、例えば「・・・深く関係しており」に修正することで、読みやすくなると思う。

会長

読みやすくなる方向で修正していただくことにする。

34 頁は、「価値観」の「価」の字でこの頁が終わっているので、次の頁でつなげられないのかというご意見である。

委員

この点は、それほど気にせず、このままでもよいと考える。

会長

書式に従い、このままでよいのでは。事務局、いかがか。

事務局

このままでいかせていただく。

19 頁については、「・・・深く関係していることから」を「・・・深く関係しており」に修正することでよいか。

委員

「・・・深く関係していることから、男女共同参画の視点、・・・」と、後者の「から」をとることでどうか。

会長

「視点、」にすると、少し意味が違ってくるので、後者の「から」はあったほうがよい。

事務局からの提案「・・・深く関係しており」と修正すると、「深く関係している」という文章と「支援充実を図る」という2つの文章が並んでいるということを示すことができる。

分かりにくいとのご指摘は、原因と結果に正確になっていないので、つながりが分かりにくいということであろう。

「・・・深く関係しており」という表現は、単に並列関係になるので、この表現でよいと考え

る。

委員

「・・・深く関係していることから、男女共同参画の視点からも・・・」と、「も」を入れることでどうか。

委員

事務局案でよいと考える。

会長

「男女共同参画の視点からも」と「も」を入れると、複数の理由があることになるが、「深く関係していること」と「男女共同参画の視点」の両方が理由になるのかという問題が出てくる。それは違った話に受け取れるので、「も」を入れると誤解が生じてしまうことになる。

委員

事務局案でよいと考える。

会長

特に支障がないようならば、事務局案「女性の悩みは、女性が社会的におかれる立場と深く関係しており、男女共同参画の視点から、様々な困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制をはじめ、各種支援の充実を図ります。」でいかせていただきたいと考える。

委員

よい。

会長

他に気づかれた点はあるか。

事務局

他に修正している点があるので、資料3で説明させていただき、その後に、ご意見をいただきたい。

## (2) 第3次丹波市人権施策基本方針（答申案）について

### 事務局より資料3・4に基づき説明

#### 【意見要旨】

会長

ただ今、事務局から説明があった。資料3について、修正箇所の説明があったが、質問や意見

をお願いします。

資料4、答申書案については、この内容で読み上げ、市長に答申するというものであり、こちらもお目通しいただきたい。第2段落目が主要な論点である。1点目は審議会の意見にきちんと配慮すること、2点目は市民一人ひとりが正しく取り組むということ意識すること、3点目は市として適切な施策をとってほしいということが記載してあり、その点を市に確認するということである。

委員

長期間にわたりこのメンバーで議論してきた。その内容が、施策としていかに実施されていくのか。今後、どのように取り組まれていくのか、委員として関心がある。

会長

ご意見のとおりである。

この点は、次第の「6 その他」の今度のスケジュールに関わってくる内容でもある。

答申書自体に委員の気持ちを書き表すことはなかなか難しく、「審議会の意見に十分配慮され」と言う表現に留まってしまう。それをどのように担保していくのかということになる。

答申書の表現は、この内容で決定し、市長に伝えるということによいか。

委員

冊子を作ったことで終わるのではなく、方針の中身を知り、施策に生かすことが大切であると考える。

会長

ご意見のとおりである。この点については、「6 その他」の部分に関わってくる内容でもあり、事務局から説明がある。そこで、取り上げたい。

基本方針については、本日、ご意見をいただき、修正を加えたもので決定させていただいてよいか。

委員

よい。

会長

ありがとうございます。

## 6 その他

会長

先ほどご意見があった点とも関連するが、今後の予定を事務局から説明をお願いします。

## 事務局

今後のスケジュールについて、今回の会議で、市長に答申する「基本方針」の審議会案が決定し、本日の内容をもって、3月2日（水）に市長への答申を行う予定である。森会長に市長と面談していただき、審議過程などもお話いただく中で、答申していただく。その後、3月下旬に基本方針の決定、策定、公表となる。以上が第3次丹波市人権施策基本方針の策定に関するスケジュールである。

審議会の今後の予定について、本日、委嘱させていただいた。この審議会は常設の会議であり、方針策定の終了により、この会議が終わるのではなく、2年間の任期となっている。引き続き、委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

令和3年度は今回の会議で終了となる。令和4年度は、年間2回程度を開催する予定である。開催時期は未定であるが、人権施策の推進のあり方、この基本方針の推進についてご意見をいただきたいと考えている。

## 会長

事務局から今後のスケジュールの説明があった。

今年度は本日で終了となるが、令和4年度は2回程度、開催が予定されている。

基本方針を作ったから終わりではなく、その進捗については、この審議会の中で、施策が実現する方向を考えていくことになる。

## 委員

この会議で、この基本方針がどのように実施され、どのような課題が出てきているのかが明らかにされ、次につながっていくことが大切であると感じた。

## 会長

私も同じように考えている。年に数回ではあるが、委員の皆さんにお集まりいただき、基本方針がどのように実現されており、また、地域の中の状況を把握していただき、その状況を会議でフィードバックしていただき、ご意見を出していただきたいと思う。

他にご意見、ご質問はあるか。

## 事務局

事務局を代表して、一言お礼申し上げる。

本日の会議をもって、第3次丹波市人権施策基本方針(案)の議論が終了した。この後、森会長より、市長に答申していただくことになっている。

令和元年10月にこの審議会が立ち上がってから、途中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、進度調整を止む無くとし、令和元年度に2回、令和2年度に2回、令和3年度に6回と、全10回の会議で、議論を深めていただいた。たくさんの人権課題に対して、示唆にとんだ多くの意見をいただいた。本当に感謝申し上げます。

我々職員も、改めて、それぞれの人権課題に向き合い、考える機会となった。この基本方針の策定過程こそが、我々職員の人権意識の高揚につながったのではないかと感じている。

今後は、この第3次丹波市人権施策基本方針を市役所職員全体でしっかりと共有し、日々の業

務の遂行はもとより、あらゆる人権施策の根底に人権尊重の視点をおいて、行政を推進してくとともに、職員が人権問題に対する正しい知識と理解を深めていけるよう、人権啓発センターを中心にしっかりと取り組んで参りたい。

しかしながら、基本理念である「一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現」には、行政の取組だけで達成できるものではないと考える。ますます市民・事業者・団体との協働が大切になってくるので、委員の皆様もそれぞれの立場で、人権意識をはぐくみ、お互いに認め合いながら、ともに生きる共生社会の実現にむけ、リーダーシップを発揮し、それぞれ導いていていただければと思っている。

また、先ほど申し上げたように、委員の皆様には、今後も引き続き、人権施策のあり方や基本方針の推進にご意見を賜りたいと思っているので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

会長の森先生には、本当に優しいお人柄で、審議会の運営だけでなく、事務局に対して懇切丁寧にご指導いただいた。先生の示唆にとんだ言葉をたくさん教えていただいた。

改めて、皆様のご指導、ご協力に感謝を申し上げます。

## 6 閉会

### 会長

以上をもって、本日予定していた議事は終了した。皆様には、2年渡り、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げます。

皆様は、普段から人権問題に関心をお持ちの方であると思うが、このように基本方針を策定するという事で、改めて文言を考えたり、吟味したりするという機会をもつと、さらに理解が深まっていったのではないだろうか。私もこのような場を共有し、色々なことに気づかせていただいた。他人事ではなく自分事とし、何らかのかたちで関わるということが人権問題を解決する、当事者性を持つということがとても重要であるということに改めて気づかせていただいた。

改めて皆様に感謝申し上げます。

以上をもって閉会とする。ありがとうございました。